

令和2年第4回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和2年3月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時50分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 市川 徹 主査 大森 充浩 主事 榎 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第14号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 専決処分報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は6番、8番にお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>13 番</p>	<p>日程第2 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇の北側に位置します。現地は、一部に砂利が敷いてあり、その他の場所は花が植えてありました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、日高市に本社を置き、多様種の製品及び資材等の運送を行う事業者です。現在、会社の北側の土地を借りて、5台分の駐車場を設置していますが、会社の運営上で運送車両7台運行していること、また、来客用の駐車場を考慮すると、既存の駐車場では駐車台数に不足が生じているとのことです。現在、駐車できない車両については、運転手の自宅などで保管している状況とのことです。今回、会社敷地に隣接している土地を拡張して、駐車スペースの確保を目的としています。拡張する場所には、4台分の車両を駐車する計画となっています。</p> <p>申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま</p>
<p>議 長</p> <p>1 番</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>会社北側の駐車場は、譲受人の所有地ですか。</p> <p>既存の駐車場は借地です。</p> <p>他に質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第14号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p> <p>日程第3 議案第14号農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>

7 番	<p>申請地は、日和田山の入口から、かわせみ街道を東に 200m程進んだ先に位置します。現地は、手前に碎石が敷かれている他は、15cm 程の草が生えている状態でした。</p>
議 長 事 務 局	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
	<p>借受人は、東村山市に所在を置き、2001 年から〇〇法人として保育事業を運営しています。事業内容としては、認可保育園の経営、子育て支援センターの経営を受託するなどの保育事業を行っています。</p>
	<p>昨年の 9 月に保育事業に農業体験を取り入れることで、農作業を通じて食の大切さを体感させたいとの目的で、申請地の一部 993 m²を利用権設定しました。利用計画については、保育園などに在籍する園児約 150 名が作業及び収穫が行いやすい野菜の作付を予定しています。</p>
	<p>本件については、土地所有者との契約が今回申請された 534 m²を含んでいたことから、利用権設定の面積についても同等とするため、申出に至っています。</p>
議 長	<p>只今、7 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
12 番	<p>土地の一部を設定する場合、分筆はしないと思いますが、土地を分ける敷地分割をするのですか。</p>
事 務 局	<p>分筆及び敷地分割を行わず、土地の一部を利用権設定することになります。ただし、利用する範囲について測量を行い、杭で示しています。</p>
議 長	<p>他に質疑がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
議 長	<p>事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p>
事 務 局	<p>〈議案朗読〉</p>
議 長	<p>申請地の状況について、はじめに 9 番、説明をお願いします。</p>
9 番	<p>1 番の場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ行く道から、〇〇病院方面へ向かう道に入り 40m程進んだ先に位置します。現地は、手前に古い栗の木があり、奥側に新しい栗の木がありました。草等も管理されており、きれいな状態でした。</p>
議 長	<p>続いて、3 番、説明をお願いします。</p>
3 番	<p>2 番の場所は、ひだかアリーナ前の道を東に 300m進み、信号のない交差点を左折した先に位置します。現地は、栗が栽培されており、良好な農地でした。</p>

<p>議 長 8 番</p>	<p>4 番の場所は、市役所通りから高麗川小学校の裏の道を入った先に位置します。現地は、栗が栽培されており、きれいな状態でした。</p> <p>5 番の地番〇〇番〇は、県道飯能寄居線の板仏の信号から寄居方面に進み、宮ヶ谷戸区自治会館近くの信号を左折した付近に位置します。現地は、栗が栽培されています。近くに住宅がありますが、周囲に囲いもしてあり、きれいな状態でした。</p> <p>次に、地番〇〇番は、県道飯能寄居線の板仏の信号から寄居方面に進み、宮ヶ谷戸区自治会館近くの信号を左折し、250m程進んだ先に位置します。現地は、栗が栽培されており、きれいな状態でした。</p> <p>次に、地番〇〇番〇については、場所及び状態は4番と同様となります。続いて、8番、説明をお願いします。</p> <p>20日に推進委員の2番と現地確認をしました。</p> <p>3番の場所は、県道飯能寄居線の高麗川橋から1km進み、栄橋の所を右折し、150m付近に八高線の平沢踏切があり、そこから200m程進んだ先に位置します。現地は、年2回ぐらい除草をしている様子で、実生と思われる20年生ぐらいの栗の木が1本、同じく実生と思われる梅の木が4本ありました。それと、土地の3分の1ぐらいにタラの木があり、直売で販売できそうなものもありました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>借受人は、平成30年4月に、いるま野地域明日の農業担い手育成塾に入塾した方で、この3月で2年間の模擬経営研修を終了し、4月から営農を開始する農業者です。</p> <p>経営内容は、毛呂山町で柚子と梅、日高市で栗の栽培を行うことになっており、研修期間中は、狭山市と毛呂山町の農協の直売所で出荷し、年間で約〇〇万円の売上げを出しています。</p> <p>今後は就農者として、個人で農地を借り受けて営農していくこととなります。</p>
<p>議 長 8 番</p>	<p>只今、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>主たる経営作目が梅、栗、柚子になっていますが、借受地ごとに作付されるものが決まっているのですか。個人的な見解ですが、日高市は栗を推進しているのです。出来れば栗を主としていただきたいと思います。また、柚子と梅は栗と比べて、収穫できるまで期間かかるので、収入などを考えると期間のかからないものから作付するなどを考えたほうがいいと思います。</p>
<p>事 務 局 8 番 9 番 事 務 局</p>	<p>借受地には既に栗を栽培しているところもありますので、日高市では、栗を主として栽培する計画となっています。</p> <p>主たる経営作目が3種類とされていたので、希望を申し上げました。また、栗農家も減ってきているので、今後も推進していきたいと思っています。</p> <p>収穫したものは、どこへ出荷するのですか。</p> <p>出荷先は、研修中と同様に狭山市と毛呂山町の農協の直売所へ出荷するこ</p>

<p>13 番 事 務 局 8 番</p>	<p>とになっています。 借受人は、何歳ですか。 現在、〇歳です。 樹木にも所有権があると思いますが、借りる農地に既に果樹がある場合、樹木の権利は、どのようになりますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>貸付人と借受人において、土地の貸し借りについての調整をすると思いますが、既存物がある場合についても調整がされると思います。本件の果樹については、現状のまま借受人が利用していくこととなります。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>他に質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 1 番</p>	<p>事務局より 3 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 1 番、申請地の状況について説明をお願いします。 国道 407 号線を高萩から鶴ヶ島市方面に進み、〇〇〇〇という会社のある交差点を右折し、300m程進んだ先に位置します。現地は、今まで耕作されていた農地で、すぐに耕作できるような状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 本件は 4 月から、いるま野地域明日の農業担い手育成塾に入塾する、塾生の研修地とするための利用権設定となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請地では、ネギの栽培を計画しており、市内の直売所などに出荷する予定となっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、1 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>事務局より 4 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 申請地の状況について、はじめに 11 番、説明をお願いします。</p>

<p>11 番</p>	<p>21 日に推進委員の 1 番と現地確認をしました。</p>
<p>議 長 3 番</p>	<p>1 番の場所は、県道飯能寄居線バイパスの新しく設置された信号から毛呂山町方面に少し進み、〇〇〇〇に入る道の左側に位置します。現地は、土地の半分にレタスなどが作付されており、一部は既に収穫されている状態でした。</p> <p>続いて、3 番、説明をお願いします。</p> <p>2 番の地番 78 番は、1 番の申請地から、もう少し毛呂山町方面に進み、〇〇〇〇の〇〇〇〇と交差する手前に位置します。現地は、野菜が作付されており、きれいな状態でした。</p> <p>次に地番〇〇番〇は、県道飯能寄居線の南平沢の信号から、もくせい通りに入った先に位置します。現地は、保全管理されており、きれいな状態でした。</p> <p>3 番の場所は、〇〇〇〇から 200m 程進んだ先に位置します。現地は、きれいに耕運されている状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>借受人は、平成 30 年 4 月に、いるま野地域明日の農業担い手育成塾に入塾した方で、この 3 月で 2 年間の模擬経営研修を終了し、4 月から営農を開始する農業者です。</p> <p>営農類型は露地野菜としており、研修期間中は、市内の直売所で出荷し、年間で約〇〇万円の売上げを出しています。</p> <p>今後は、就農者として、個人で農地を借り受けて営農していくこととなります。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>只今、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>事務局より 5 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 11 番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>11 番</p>	<p>21 日に推進委員の 1 番と現地確認をしました。</p> <p>申請地は、もくせい通り沿いの〇〇〇〇がある交差点を右折した先に位置します。</p> <p>地番〇〇番〇は、保全管理されている状態でした。</p> <p>地番〇〇番〇は、10cm ぐらいの草が生えている状態でした。また、トラク</p>

12 番	<p>えることができたらいいと思います。</p> <p>就農者が増えていくことは、いい事であると思いますが、他市で就農を認めた例で、地域農業者とのトラブルが発生したとの話を聞いたことがあります。就農後の見極めは難しいと思いますが、経歴などから適正に判断ができたらいいと思います。</p>
3 番	<p>担い手育成塾の2年の研修と同等以上の経歴を原則として、その都度、経歴などから判断ができればと思います。</p>
事務局	<p>農業委員会においても就農者とする基準を定めておいたほうがいいと思いますが、認定新規就農者や認定農業者として認定を判断する市に対しても基準を定めていただくよう要望したいと思います。その基準に従って、市と農業委員会で就農者への案内や育成などをしていけたらと思います。</p>
議長	<p>各委員の意見から、今回の借受人について就農者と認めること、また、就農者と判断する基準について、市へ要望することとしたいと思いますが、他に質疑等がありましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>ありません。</p> <p>質疑等なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
議長 事務局 議長 13 番	<p>事務局より6番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は、高萩北中学校から西に300m程先に位置します。</p> <p>地番〇〇番のみ、ネギが作付されている状態でした。</p>
議長 事務局	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>借受人は、昨年4月から新規就農者として営農を開始した方で、主にネギ、トウモロコシなどを栽培する農業者です。申請地は、昨年4月から利用権を設定している土地で、引き続き耕作をしていくため、更新を目的としています。</p>
議長	<p>只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し</p>

議 長 委 員 議 長	<p>てください。</p> <p>日程第4 専決処分の報告について</p> <p>日程第4 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
-------------------	---

署 名

この議事録は、農業委員会事務局が作成したものであるが、議事録の内容が正当であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印